

遺跡の履歴と計画論

—近世城跡の近現代—

はじめに 遺跡整備研究室では、2016年12月16日に「近世城跡の近現代」をテーマに遺跡整備・活用研究集会を開催した。その内容の報告は今年度刊行の報告書に譲り、ここでは研究会開催の背景に触れながら史跡整備における遺跡の歴史的・重層的な表現について見通しを記しておきたい。

幕末まで政治・軍事の拠点として機能した近世城郭および陣屋の跡（以下、近世城跡）は、近代になってその役割を大きく変えた。そこには軍事施設や行政施設、学校施設、旧藩主を祀る神社等、それらにともなう庭園が立地し、城跡を利用した公園も成立した。

一方、近世城跡は学術的価値を有しているがために史跡に指定され、史跡整備ではその価値の顕在化を図ろうとするが、整備計画に向かい合う時、近世城跡の近代以降の遺跡の履歴を無視することはできない。そこには旧藩主や天守など城郭建築に対する地域社会の思いや、地域社会が城跡の諸施設に関わった事象があり、それらにともなう近現代の事物（遺構）があるからである。

近世城跡の近現代における遺跡の履歴をどのように捉えて史跡の整備計画に臨むべきであろうか。

史跡の保護計画における価値評価の視点 国指定の個々の記念物に関しては保存活用計画（保存管理計画を2015年度より改めた計画）の策定が現在盛んに進められている。保存管理計画の内容については『史跡等整備のてびき』¹⁾（以下『てびき』と略記）で、保存活用計画の内容については『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』²⁾（以下『報告書』と略記）で示されており、双方で史跡等の本質的価値の明確化と構成要素の特定が求められている。そこで注意を要するのが“遺跡の履歴”、特にその場所が本来の機能を失った後に社会と関わった事象やその物証としての事物の、計画における取り扱いである。

『てびき』の近世城郭の項では、廃城後の土地利用形態と整備計画との調整に関して「廃城後に建設され指定地内に含まれる各種の施設等のうち、当該城跡と直接の関係が認められず、史跡等の本質的価値を構成する諸要素として認定できないものについては、整備計画において積極的に移転または撤去の方針を定めることが必要で

ある（176頁）。』としつつも、「近世城郭の中には、その本質的価値を表すものではないが、当該城跡に関連して廃城後に藩主を祀った神社が建立されているもののほか、近代に建てられた建造物ですでに文化財的な価値について評価が可能であるものが付加されているものなどがある（171頁）。』として注意を促している。

一方『報告書』では、「史跡等の本質的価値の評価の視点には、時間の経過とともに進化する部分が含まれている。指定時に価値評価の対象としなかった付加的な事象・事物の中には、その後の調査研究の進展により、史実の新発見又は化学的理論^{ママ}の発展などがあり、新たに本質的価値の評価の対象に加える必要が生じたものも含まれている。」とし、本質的価値の補完に好影響を及ぼすものの中には「時間の経過とともに価値評価の可能性が生まれ、本質的価値を表す諸要素へと移行するものもある（27頁）。』としている。具体的には、史跡整備という事象の中で厳密な考証を経て、構造や材料まで本来のものに近づけた復元建造物などが考えられよう。『報告書』は『てびき』に比べ積極的に遺跡の履歴を評価するようになり、今後の史跡整備においては当該建造物の意義の説明や歴史的・重層的な表現など活用することの重要性が増してきているのである。

近世城跡に立地する近現代建築 全国の近世城跡に立地する近代建築遺構（土木遺産も含む）については1995年³⁾と2000年⁴⁾に現状を報告したことがあり、今回は歴史的価値を帯び始めている可能性のある現代建築も含めた2017年の追跡調査をおこなった。その結果、対象物件は約120ヵ所の近世城跡で約380件を確認した。今回は分布する城跡の数、遺構の数ともに以前より増加した。これは情報化が進みインターネットでの所在確認が容易になったことも少なくないが、近代建築遺構の調査や保護が進んだこととあわせ、戦後の現代建築である程度の評価がなされるものも対象としたことがあげられる。

これらの建設当初の利用目的は迎賓施設、産業施設、軍関係施設、教育施設、都市基盤施設、官公庁施設、宗教施設、文化観光施設などである。規模的にはラジオ塔や記念碑のような小規模なものから県庁舎や文化ホールのように大規模なものまで様々である。これらの中には重要文化財（26件）や地方自治体の指定文化財、国の登録文化財（70件）になっているものがある。大坂城天守閣

(登録文化財)は大阪のシンボルとして親しまれ、景観的側面から評価されている。一方、まだ文化財にはなっていないが、現代建築では前川國男の弘前市市民会館、アントニオ・レーモンドの群馬音楽センター・カトリック新発田教会、坂倉準三の伊賀市南庁舎、山田守の日本武道館など有名建築家のモダニズム建築の作品もある。

近世城跡に立地する近代公園・庭園 近世城跡に立地する近現代の庭園では高松城跡披雲閣庭園や岸和田城庭園(八陣の庭)が既に近代の庭園として国の名勝に指定されている。文化庁の『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』⁵⁾には国または地方公共団体による指定・登録の候補となるものや、その中でも重要なものが明示されている。それらの中には近世城跡に立地する城跡公園や邸宅にともなう庭園もあり、今後の調査によって名勝に指定されたり、登録される可能性もあるのである。

城跡公園では近代造園の先駆者、本多静六や長岡安平が計画に関わったものもある。本多は若松城跡、前橋城跡、甲府城跡、小諸城跡、名古屋城跡、和歌山城跡、松江城跡など、長岡は盛岡城跡、久保田城跡などである。

庭園では米沢城跡の上杉憲章本邸庭園、松山城跡の久松定謨別邸萬翠荘庭園など旧藩主家の邸宅にともなう庭園、地元の政財界の有力者の邸宅にともなう庭園などがある。

近現代建築遺構と近代庭園との関係で言えば復元天守を視点場としたり、借景対象とする庭園も見られる。岸和田城(大阪府史跡)本丸に位置する、重森三玲作(昭和28年)の岸和田城庭園は翌年に竣工した復興天守(RC造)を背景にも視点場の一つにもすることが大きな特徴の枯山水庭園である。復興天守は史実を反映したものではなく時を経ても史跡の本質的価値の構成要素にはならないだろうが、庭園にとっては復興時から本質的価値の構成要素である。また、福山城跡(国史跡)の福寿会館庭園(未指定)は昭和10年代の作庭当初から天守(旧国宝)を借景としていたが、天守が空襲で焼失、昭和41年に焼失前の外観に近い形で復興された。こちらの復興天守(RC造)も庭園にとっては復興時から本質的価値の構成要素である。庭園の場合は鑑賞上の価値が重要となるため、本質的価値の構成要素となる復興天守が必ずしも歴史的・学術的な価値を帯びている必要はないのである。記念物でも史跡と名勝では価値付けの基準が異なり、近現代建築

遺構の取り扱いも異なるのである。

史跡整備における歴史的重層性 近世城跡は城郭の本来機能は失っても城下町を含む地域社会の中で近代・現代の様々な役割を果たしてきた。軍都で軍施設の立地した城跡では戦後その場所が行政・文化・教育施設に変わったことに意義を見いだしている記念碑も存在する⁶⁾。そこに立地する近現代の遺構は明治以降の地域の生活史や産業史、地方的特徴、当時の時代相等を語る身近な歴史のおよび文化的環境の構成要素として捉えることができ、それらの中には学術、歴史、芸術、技術、景観等様々な側面から価値付けされ、文化財(建造物、史跡・名勝の構成要素)になってきているものもある。

すべての城跡が史跡に指定されている訳ではないが、史跡整備はそれらの遺構とどのように共存することができるだろうか。まず、計画者側は近世城跡の史跡としての価値付けだけでなく、土地利用の変遷や近現代建築遺構の社会的意義など遺跡の履歴にともなう様々な重層する価値付けを認識する必要がある。しかし、史跡において遺跡の履歴を重視し歴史的重層性を表現するにしても、城跡に立地したすべてのモノを履歴として残せば良いという訳ではない。近現代の遺構がモノとして良質であること、履歴として有意義であること、城跡の空間構成等の理解を妨げない位置やボリュームであることなどが求められるのではないだろうか。広島城本丸の日清戦争時の広島大本営跡のように近世城跡を主とし、近代の建築遺構を従とする⁷⁾ような展示、修景の考え方が必要であろう。

(内田和伸)

註

- 1) 文化庁文化財部監修『史跡等整備のてびき』同成社、2005。
- 2) 文化庁文化財部記念物課『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』文化庁、2015。
- 3) 内田和伸「近世城跡に立地する近代建築遺構について」奈良国立文化財研究所創立40周年記念論文集『文化財論叢II』同朋舎出版、691-709頁、1995。
- 4) 内田和伸「近世城跡に立地する近代建築遺構一覧」『図説日本城郭大事典』日本図書センター、186-189頁、2000。
- 5) 文化庁記念物課『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』近代の庭園・公園等の調査に関する検討会、2012。
- 6) 高崎市「高崎城記」昭和43年10月23日建立。
- 7) 広島市教育委員会『史跡広島城跡整備基本計画書』53頁、1989。